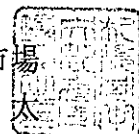




青果部関係団体各位

札幌市中央卸売市場  
市場長 片貝 太**新型コロナウイルス感染防止のための取引方法の変更等について**

平素より、当市の市場行政にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当市場の新型コロナウイルス感染防止対策については、これまでに周知文書等による場内事業者の皆様への注意喚起や水産物部、青果部の取引方法の変更(せり取引を入札又は相対取引へ変更)などの対策を講じてきました。

青果部の取引方法については、青果部関係団体や出荷者等からの要請などを考慮し、感染リスク低減のための方策を徹底することを条件に、4月2日より相対取引に変更していた取引の一部について、せり取引を再開してきたところです。

この度、国による緊急事態宣言が全国に拡大されるとともに、北海道が特定警戒地域に指定され、市内の感染者が依然として増加している状況を鑑み、当市場といたしましても、取引方法の見直しが必要な状況となっております。

つきましては、安全・安心な生鮮食料品を安定供給するという市場機能の維持と当市場が感染媒介の場所となることを防止するため、下記のとおり取引方法を変更することといたします。

青果部市場関係団体の皆様におかれましては、諸般ご賢察のうえ、ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。

**記****1 取引方法の変更について**

せり取引を行っている全品目について、下記2の期間、相対取引に変更する。

**2 取引方法の変更期間について**

上記取引方法の変更期間は、4月20日(月)から5月9日(土)までとする。

但し、感染の状況によっては期間を短縮もしくは延長することとする。

**3 遵守事項等について**

- (1) 市場内では、マスクもしくはマスクに準ずるもの(タオル等)を着用し、咳エチケット、手洗い、消毒にご協力をお願いします。また、卸売場へ入場をする際は、必ず指定された帽子及び標識を着用してください。
- (2) 食品の汚染防止のため、素手で直に生鮮食料品に触れないようお願いします。
- (3) 店舗等での試食については、慎重に判断していただき、提供される場合は、衛生上の細心の注意を払ってください。
- (4) 発熱、せきなどの症状がある方は、入場させず、休ませるなどの対応をお願いいたします。
- (5) 根拠が曖昧で不確実な情報に惑わされないようお願いいたします。なお、市場内の感染事例については、4月17日(金)時点で、保健所等からの報告もなく、開設者は確認をしておりません。

**【本件に関する問い合わせ先】**

札幌市中央卸売市場経営支援課 山下・新岡

電話 611-3114